

(一) 家族制度等々)に因って完全に保たれてゐる今日の社会に於ては、この因襲は男子の心理を支配してゐるばかりでなく、婦人自身をも支配し、婦人に特殊な心理を植付ける。

かやうに現在の社会に於ては婦人は特殊な地位と事情の下に置かれてゐる。

婦人はプロレタリアとして、男子と同じく支配せられてゐる階級であるが、今時にプロレタリアの婦人としては、男子に支配せられてゐる要素である。

同一の仕事に於いて婦人の賃金が安いこと、プロレタリアとしての婦人の眼界が狭いこと、思想の水準が低いこと、活動の能力が少いこと、等々は、みなこの事實に基いてゐる。

斯くの如く封建時代の家族制度と婦人の功刑を剝奪した種々なる法制とが極短に婦人隷属の因襲と共に、そのまま、保存せられてゐる日本に於ては、婦人の組織は最も困難な事業である。

(二) 従つて労働組合は單に男女労働者を同一階級の成員として、同一に取扱ふといふ一般的原则では、婦人労働者についての任務を完了することは出来ぬ。即ち労働組合が婦人に接近し、婦人を組合の活動に引きつけ、これを組織し、教育することは、一般的方法以外婦人の特殊な事情と心理とに適應した特殊な方法手段をとる必要がある。

ある。

婦人部の問題が全国大会に於て討議された時は、以上の二点が前提とされたのである。(此の点では両者の意見は大體に於て一致してゐた)

婦人が斯る状態にある時、労働組合としては如何なる方法をとらなければならぬか、婦人自身を積極的に働かせるには如何なる組織を持たなければならぬかと言ふことで、両者の意見が別れ、論争されたのである。即ち一方は婦人部の(婦人委員会)設置論であり、一方は婦人部設置反対論である。

其後兩者共論争を継続し、その進展と共に未だ不明確であつた賛否両論の分歧も可成り明確になつた。茲に現在に於ける賛否両論の代表的意見を掲げれば左の如くである。

賛成論の主張

(一) 婦人の爲めの特別な方法は、一般の組織と教育上の機関に一任しておいたのでは充分でない。これ等の機関が婦人の組織と教育とに力を